

使用料及び手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、阪神北広域こども急病センター条例に基づく阪神北広域こども急病センター使用料及び診断書等の発行に係る手数料の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月3日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
所在地 伊丹市昆陽池2丁目10番地
名 称 公益財団法人阪神北広域救急医療財団
代表者 理事長 上 谷 良 行
- 2 委託した公金事務に係る歳入
阪神北広域こども急病センター条例に基づく阪神北広域こども急病センター使用料及び診断書等の発行に係る手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日

以上